

規制改革推進に関する第4次答申 の対応状況について

平成31年3月

環境省環境再生・資源循環局

1. 「規制改革推進に関する第4次答申」の内容について

基本的な考え方（抜粋）

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく民泊サービスの届出については、「民泊サービスに関する意見」（平成30年7月24日）において指摘したとおり、

- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）など関連する手続が多く煩雑になっている等の問題がみられる。

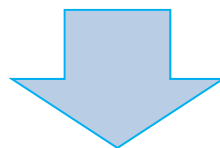
こうした状況は、ICTの活用を基本とし、従来の業規制とは抜本的に異なる取扱いを行うこととした制度設計を踏まえた運用が行われているとは言い難く、観光庁と関連手続の所管府省が連携して各手続の見直しを進める必要がある。

実施事項（抜粋）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行うこととされる民泊サービスの遂行に伴い発生するゴミの処理については、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図る。
- 上記c,dの実施に際し、観光庁は、民泊サービスの適法な遂行に必要な手続法令を所管する府省に対し、積極的に働きかけを行い、その実現を図る。

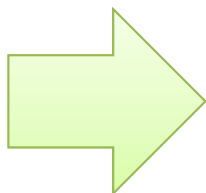
2. 環境省における対応

事業者等に対して、住宅宿泊事業廃棄物の処理について負担に感じる事項をヒアリング



把握した状況等

- 住宅宿泊事業で発生した廃棄物の処理方法がわからない。
- 廃棄物の処理について、廃棄物処理業の許可業者へ委託するよう求められているが、許可業者がわからない。
- 住宅宿泊事業で発生した廃棄物について相談したいが、どこに相談すればよいかわからない。
- 家主同居型で少量の廃棄物しか排出されず、収集ルートに入っていないため、許可業者への委託が困難。



自治体へのヒアリングを通じて、事業者が負担に感じている事項について対応事例を収集

2. 環境省における対応

課題

対応事例

住宅宿泊事業で発生した廃棄物の処理方法がわからない。



住宅宿泊事業主管部局と連携し、廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を配布

廃棄物処理業の許可業者への委託が求められているが、許可業者がわからない。



廃棄物部局が作成した廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示

住宅宿泊事業で発生した廃棄物について相談したいが、どこに相談すればよいかわからない。



ウェブサイト等で相談窓口を記載することや、電話、メールでの相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関する相談をしやすい環境を整備

家主同居型で少量の廃棄物しか排出されず、収集ルートと合わないため、許可業者への委託が困難。



分別や収集ルールを遵守すること等を条件として、有料ごみ処理券(シール)や指定ごみ袋を使用することにより、市町村が行う家庭系廃棄物の収集とあわせて、住宅宿泊事業廃棄物を収集

○「より負担感なく適法な対応が可能となる方法」を明らかにし普及を図るため、以上の内容について、環境省から各都道府県に対し管内市町村への周知を依頼するとともに、住宅宿泊事業主管部局と適切に連携するよう事務連絡を发出。

○ 同時に、観光庁及び厚生労働省から各都道府県等の住宅宿泊事業主管部局あてに、同様の内容を周知するため、事務連絡を发出。

※全国都道府県廃棄物部局担当者を対象とした説明会（3月1日開催）にて、事務連絡の趣旨等を重ねて説明。今後市町村担当者を対象とした説明会（3月20日予定）において、同様の説明を行う予定。

事務連絡
平成 31 年 2 月 28 日

各都道府県廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

規制改革推進に関する第 4 次答申（平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議）において平成 30 年度中に講ずることとされた措置について

日頃より廃棄物処理行政の推進について、種々御尽力、御協力いただき深く感謝しております。

平成 30 年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が施行されているところ、「規制改革推進に関する第 4 次答申」（平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき行うこととされる民泊サービスの遂行に伴い発生する廃棄物（以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。）の処理については、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、平成 30 年度中に措置を講ずることとされたことを踏まえ、参考として、住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例を別紙のとおり送付しますので、適宜御参照ください。

廃棄物処理に関する排出事業者責任については、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成 29 年 3 月 21 日付け環廃対発第 1703212 号・環廃産発第 1703211 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）において、その重要性について周知しているところ、住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについては、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平成 29 年 12 月厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省土地・建設産業局、国土交通省住宅局、国土交通省観光庁）においても、「事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない。」として示されているところです。

住宅宿泊事業者から住宅宿泊事業廃棄物の処理に関する問い合わせがあった場合には、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、地方自治体の実情に応じて、適切に対応されるようお願いいたします。

また、住宅宿泊事業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する行為が確認された場合には、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、適切に対応されるようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内市町村に周知をお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 大塚、渡井、大城

TEL 03-3581-3351 (内線 6839)

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例

1. 住宅宿泊事業廃棄物の処理方法に関する相談先等の周知等に関する事例

【事例①】

- 住宅宿泊事業廃棄物については、「事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない」廃棄物であるから、住宅宿泊事業者に対して住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理方法について周知するため、廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を住宅宿泊事業主管部局と連携して配布する。

【事例②】

- 住宅宿泊事業主管部局が作成する住宅宿泊事業説明資料や住宅宿泊事業ウェブサイトには住宅宿泊事業廃棄物の適正処理に関する相談先（廃棄物部局の連絡先等）を記載することや、廃棄物部局において、電話、メール、対面での相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関する相談をしやすい環境を整備する。

【事例③】

- 住宅宿泊事業者に対して、廃棄物処理業者に委託して住宅宿泊事業廃棄物を処理するよう求める場合、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、廃棄物部局が作成した廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示するなどの対応をする。

2. 住宅宿泊事業廃棄物の処理に関する事例

【事例①】

- 廃棄物処理業者による住宅宿泊事業廃棄物収集が困難である場合などに、住宅宿泊事業者が市町村が定める廃棄物の分別や収集ルールを遵守すること等を条件として、市町村が行う家庭系廃棄物の収集とあわせて住宅宿泊事業廃棄物を収集する。

【事例②】

- 市町村が行う家庭系廃棄物の収集とあわせて事業系廃棄物を収集している場合に、事業系廃棄物の処理手数料の納入について、事業系有料ごみ処理券（シール）や処理手数料が含まれる指定ごみ袋を容易に購入できるよう、コンビニエンスストアや総合スーパー等の区域内の幅広い店舗での取り扱いを可能とする。